

第2次  
淡路市子ども読書活動推進計画



令和3年3月

淡路市教育委員会

## 目次

### 第1章 第2次計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨及び背景 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 3
- 4 計画の対象 . . . . . 3
- 5 基本的な方針 . . . . . 3

### 第2章 前計画の検証

- 1 前計画の実績と課題 . . . . . 4

### 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 . . . . . 5
  - (1) 家庭・地域の役割 . . . . . 5
  - (2) 家庭での読書活動の推進 . . . . . 5
  - (3) 地域での読書活動の推進 . . . . . 5
  
- 2 図書館における読書活動の推進 . . . . . 6
  - (1) 図書館の役割 . . . . . 6
  - (2) 図書館での読書活動の推進 . . . . . 6
  
- 3 学校等における読書活動の推進 . . . . . 9
  - (1) 学校等での読書活動の推進 . . . . . 9
  - (2) 保育所(園)・認定こども園での読書活動の推進 . . . . . 12
  
- 4 推進体制等の充実 . . . . . 14
  - (1) 諸条件の整備・充実 . . . . . 14
  - (2) 推進体制の強化 . . . . . 14

#### (参考資料)

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画(素案)策定経過 . . . . . 15
- ・淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱 . . . . . 16
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . . 17

## 淡路市子ども読書活動推進計画

### 第1章 第2次計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨及び背景

新型コロナウイルス感染症により、私たちはこれまでとは異なる新型コロナウイルスと共存する新しい生活様式への移行を余儀なくされました。電子書籍のニーズが高まるなど、読書文化は著しく変化をし、子どもたちの読書環境も変化していく現在、子どもの読書活動の重要性がさらに高まっています。

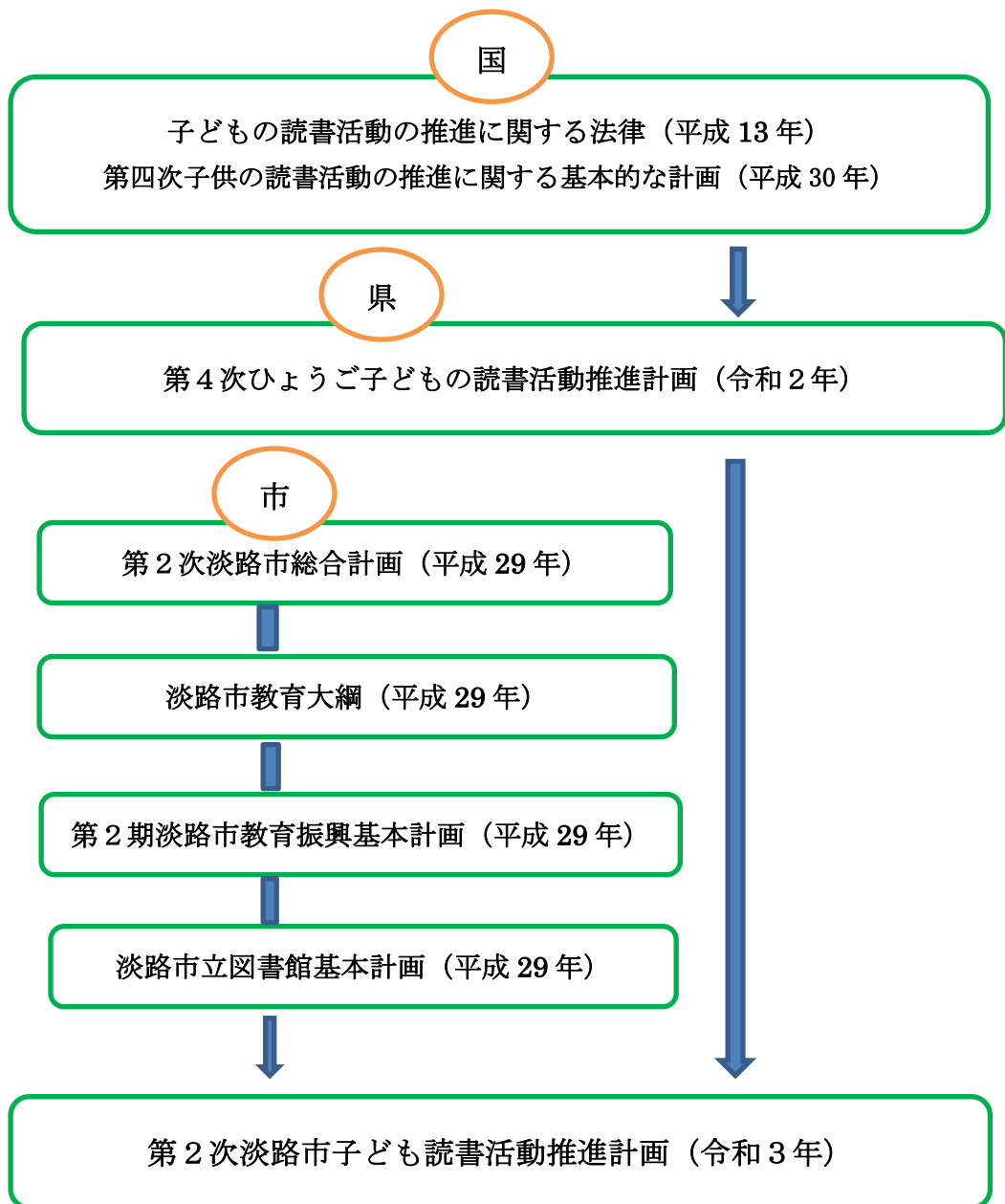
国の「第四次子供読書活動の推進に関する基本的な計画」において、特に高校生の不読率が高いことを受けて行った調査研究では、中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、高校生になり読書の関心度合の低下がみられることなどから、乳幼児期から発達段階ごとの効果的な取り組みの推進と、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みが必要であり、また、スマートフォン等の電子メディアの普及が子どもの読書環境に影響を与えている可能性があることを踏まえ、その影響に関する実態把握・分析を行う必要があるとされています。

平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」という基本理念に基づき、本市では平成27年3月に「第1次淡路市子ども読書活動推進計画」を策定しました。以降計画に基づき、子どもの読書活動に関わる機関等が連携・協力をし、将来を担う子どもの読書活動を推進することにより、子どもたちの感性を磨き、豊かな創造力をもって、人生をより深く生きる力を身につけることを目指して、様々な施策等に取り組んできました。

策定から5年を経過し、これまでの取組を検証するとともに、子どもを取り巻く読書環境を踏まえた、総合的・計画的な子どもの読書活動を推進するために、「第2次淡路市子ども読書活動推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項に規定に基づいて、本市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性及び取組を示すものです。また、「第 2 次淡路市総合計画」を最上位計画とし、「淡路市教育大綱」、「第 2 期淡路市教育振興基本計画」及び「淡路市立図書館基本計画」との整合を図りながら、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「第 4 次ひょうご子どもの読書活動推進計画」を考慮して策定したものです。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。なお、計画期間中においても必要に応じ、見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもと、家庭、地域、学校等の子どもの読書活動と関わりある市民や団体等も対象とします。

### 5 基本的な方針

この計画は、前計画の基本的な方針を継承し、子どもたちの読書環境の充実を図ります。

- (1) すべての子どもたちに、読書のきっかけとなる様々な場や親しむ機会を提供し、自由に、また自ら進んで読書を行う態度や習慣を身につけることができるよう、読書環境の整備と充実を図ります。
- (2) 家庭、地域、学校、図書館等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、社会全体が一体となって、子どもの自主的な読書活動を支援・推進するための体制を整備します。
- (3) 子どもだけでなくまわりの大人に対しても、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めてもらうために様々な普及・啓発活動を展開します。
- (4) 子どもたちに本を資料として活用する力を身につけさせるとともに、本の内容を客観的に理解する力や表現する力を養えるよう支援していきます。

## 第2章 前計画の検証

### 1 前計画の実績と課題

前計画策定後の子ども読書活動の推進状況等を把握するために、前計画に掲げた取組に関連する次の実績値について焦点をあててみました。まず、本館図書館システムの統計による、平成24年度と令和元年度の実績値は次のとおりです。

	人口		登録者数（人）		貸出冊数（冊）		1人当たりの年間貸出冊数	
	H24	R1	H24	R1	H24	R1	H24	R1
0～6歳	2,270	1,940	192	183	10,679	15,614	4.70	8.04
7～12歳	2,205	2,027	1,422	1,688	37,341	37,615	16.93	18.56
13～15歳	1,243	992	719	742	6,246	6,196	5.02	6.25
16～18歳	1,252	1,115	521	911	2,570	1,698	2.05	1.52

平成24年度と令和元年度の実績値を比較すると、人口が減少する中で、0歳から15歳までの1人当たりの年間貸出冊数が増加し、その中でも0歳から6歳までの冊数が最も増加しています。また、16歳から18歳までの登録者数は増加していますが、1人当たりの年間貸出冊数は微減しています。

次に、令和元年度全国学力・学習状況調査の「学校図書館や地域の図書館に週に1回以上行く」と回答した児童生徒の割合については次のとおりです。

(%)

	H25（市）	R1（市）	H25（国）	R1（国）
小学校	16.3	8.9	20.5	17.2
中学校	3.6	5.5	9.2	8.3

平成25年度と令和元年度の実績値を比較すると、小学校では7.4ポイント減少し、中学校では1.9ポイント増加しました。

以上のような状況から、前計画に掲げていた、図書館（室）や学校における読書活動の推進のための具体的な事業である、幼児を対象とした絵本の読み聞かせ、保育所（園）等への配本サービス、平成29年から開始したブックスタート事業、また各小中学校での児童生徒に対する読書時間の確保等の地道な取組が一定の成果を上げていると考えられます。そんな中で特に、小中学生の学校図書館や公立図書館の利用の促進、中高生を読書に向かわせるきっかけづくり等が課題であるとともに、インターネット等の普及の加速化により、子どものライフスタイルや読書環境の変化に伴い、読書活動にも少なからず影響を与えているであろう現状に鑑み、引き続き包括的な取組を実施することが極めて重要です。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

#### 1 家庭・地域における読書活動の推進

##### (1) 家庭・地域の役割

家庭生活の中で子どもの読書への関心は、乳幼児期に本を読み聞かせることから始まっています。

親子がふれあい、言葉をかけることにより、信頼関係を育みながら、言葉を理解し基礎を身につけていきます。特に、乳幼児期に絵本を読み聞かせることがきっかけとなり、後の読書習慣を育てていくこととなります。

乳幼児期に身についた読書習慣を維持し続けるためには、子どもの行動範囲の広がりとともに、どこにいても本と出会えるよう、読書活動推進の取組を地域へ広げていくことが大切であると認識しています。こうしたことから地域と連携する子どもと関わるあらゆる組織に対し、読書の大切さを理解していただけるよう呼びかけ、様々な事業に取り入れてもらうことが重要です。

##### (2) 家庭での読書活動の推進

家庭においては、読書が言葉の基礎を育み、生きる力を身につける上で重要な役割を果たすということを理解してもらうことが大切です。

保護者自身が子どもの読書の重要性を認識し、家庭で本に親しむ、読書をする姿を子どもに見せる、子どもに良い本を選ぶ等、保護者が進んで読書のきっかけをつくり、家庭内でも読書をしたり、本について話し合ったりできる家庭環境を整え、読書を日常生活の中に位置づけるように支援します。

##### (3) 地域での読書活動の推進

市内5か所にある「子育て学習センター」において、図書館職員による、お薦めの絵本紹介や、絵本や紙芝居を使った読み聞かせに取り組みます。また、子どもの読書活動を支えるお話しボランティアによる読み聞かせを展開し、継続的な読書活動ができる環境づくりに努めます。センターでは、読み聞かせのコツを共に学び、保護者の膝元で本を読んであげることにより、子どもの言葉の発達を促し、豊かな心を育むと同時に、保護者の心も和らげ、親子の絆を深めることで、より楽しい子育てをしてもらえるよう取り組みます。その他、親子でできる、絵本を題材にした工作を取り入れ、絵本に一層愛着を持ち、読書を通じてより楽しい子育てをしてもらえるよう取り組みます。

さらに、学童保育、放課後子ども教室、子ども会等へ積極的に呼びかけ、各施設職員へ読書活動推進計画の理解を求め、各事業において読書時間の取組を依頼します。また、保護者への普及・啓発活動も含め、総合的に読書活動を推進します。

## 2 図書館における読書活動の推進

### (1) 図書館の役割

図書館は、生まれたときからおはなしの世界に触れてもらうため、ブックスタート事業の実施、子育て学習センターでの出張おはなし会や保育所（園）・認定こども園への配本サービス等を行います。また、積極的に学校と連携し、図書館の紹介や読書の楽しさを伝えていきます。図書館の仕事体験や様々なイベントを通じて、本に触れる機会を増やします。子どもの読書活動を推進していくために、家庭、地域、学校図書館や公民館図書室等と連携しながら、様々な場所、様々な機会に読書に興味を持ってもらうきっかけを作っていきます。

### (2) 図書館での読書活動の推進

#### ○ブックスタート事業

絵本を通して、赤ちゃんと保護者がコミュニケーションをとるきっかけを作り、絵本をひらく楽しさを体験してもらうため、ブックスタート事業を行います。具体的には、4か月検診会場に図書館職員が出向き、赤ちゃん向けの絵本1冊とブックスタートバックをプレゼントします。

#### ○保育所等への配本サービス

身近にたくさんの本に親しめる環境をつくり、またたくさんの言葉や絵、物語に出会うことにより、子どもの世界を豊かにし、将来の読書生活を形成できる手助けをするために、淡路市全域の保育所（園）、認定こども園、子育て学習センターに絵本や紙芝居等を選んで届けます。

#### ○子育て学習センターでの出張おはなし会

子育て学習センターに出向き、就学前の児童とその保護者に絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。子どもたちは保護者の膝の上でリラックスしながら、おもしろい言葉の響きや美しい絵や色づかいの絵本を楽しみます。いつもは読んであげる立場の保護者も読んでもらうことで、様々な発見があり、読み聞かせの方法や絵本の選び方の参考にもなります。

#### ○学校等における読書活動の支援

学校の先生に団体貸出カードを発行して、学級文庫や朝の読書活動等に利用してもらいます。

春・夏・冬の長期の休みの前にお薦め本等を載せた「こどもとしょかんだよ



り」を発行し、学校等に配布することにより、休みを利用して読書に親しんでもらうための情報発信を行います。

また、学校と連携し、調べ学習や学校図書館に対する支援も行います。そのために、司書教諭や学校司書と情報共有する機会を設けます。

#### ○新小学1年生図書利用券作成配布事業の実施

図書館に来るきっかけをつくり、読書への関心をもってもらうように、淡路市全域の新小学1年生に、図書利用券と読書通帳を作成し配布します。

#### ○体験学習の受け入れと支援

小学5・6年生が対象の一日図書館員や中学2年生のトライやるウィーク、高校生等のインターンシップで図書館の仕事を体験することにより、図書館を身近な存在として感じ、仕事を通して、読書への関心をもつように支援します。

#### ○ヤングアダルトサービスの充実

子どもから大人への転換期を迎える世代向けの様々な資料を展示し、一人一人に合った資料やサービスを効果的に提供し、課題解決や将来に役立つような情報支援を行います。学校と連携し情報収集することで、魅力ある選書やサービスを行います。

また、交換ノートやメッセージボードを設置することで、その場で同世代の交流が生まれ、コミュニケーションの場となることを期待します。

学習のために図書館を訪れた学生にも読書に関心を持ってもらうよう、学習スペースの近くにも学生に合った図書を展示します。

#### ○読書活動におけるユニバーサルデザインの推進

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが読書しやすい環境整備をします。また、職員等によるサポート体制の構築を行います。

#### ○イベントを通じての読書推進

4月23日の子ども読書の日に合わせて、毎年内容の違う、工作や絵本の展示、読み聞かせ等を行います。また、11月の読書週間に合わせて図書館まつり(工作教室や人形劇等)や12月にクリスマス会等のイベントを実施します。これらを通して、図書館を楽しい場所と認識してもらい、自然に本と触れ合う機会をつくるとともに、ビブリオバトル等、読書への関心を高める取組も実施します。

### ○公民館図書室との連携と協力

現在導入している図書館（図書室）ネットワークを利用すれば、淡路市内どこの図書館・図書室でも貸出、返却、予約、資料の検索ができます。移動手段が少なく、行動範囲に限られる子どもたちにとって、地域の図書館や公民館図書室が読書生活に大きな役割を果たします。

また、入手困難な希少図書等も相互連携することにより利用しやすくなるほか、効果的な図書購入も可能となります。

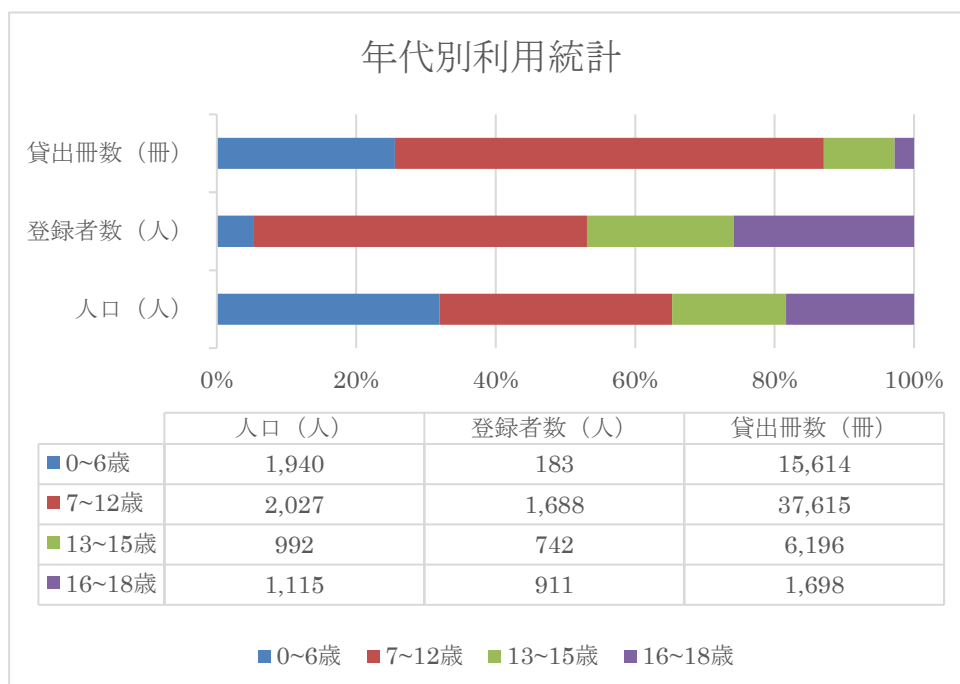
#### 【現状】

令和2年3月末の0歳から18歳までの淡路市の人口、図書館及び公民館図書室の有効登録者数（3年以内に更新手続きをした利用者）及び登録率（人口に対する有効登録者数の割合）は次のとおりです。

0歳から6歳までの人口1,940人、有効登録者数183人、登録率9.43%です。  
7歳から12歳までの人口2,027人、有効登録者数1,688人、登録率83.28%です。  
13歳から15歳までの人口が992人で、登録者が742人、登録率が74.80%です。  
16歳から18歳までの人口が1,115人で、登録者が911人、登録率が81.70%です。

1年間の貸出冊数は、6歳以下が15,614冊、小学生が37,615冊、中学生が6,196冊、16歳から18歳までが1,698冊です。

1年間に人口1人当たり借りた冊数にすると、0歳から6歳までが8.0冊、小学生18.6冊、中学生6.2冊、16歳から18歳が1.5冊です。



本館図書館システムの統計より

#### 【課題】

0歳から6歳、小学生、中学生の人口1人あたりに借りた冊数を第1次策定時と比較すると、増加しています。平成29年度から図書購入費の増加による資料の充実、ブックスタート事業や新小学1年生図書利用券作成配布事業等の実施により、図書館や本を身近に感じてもらえた結果と思われます。

しかし、高校生は減少しており、部活動や塾等で忙しくなるなどし、利用が減っているようです。今後は、この世代への働きかけとして、学校との連携やヤングアダルト向けの設置等の取組が重要と考えます。

子どものときに本を読んでいた子が、大人になっても読書が続けられるような魅力ある図書館づくりを目指すとともに、積極的に学校等と連携し、図書館の存在や読書の楽しさを伝えていきます。

### 3 学校等における読書活動の推進

#### (1) 学校等での読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める等、人生をより深く生きる上で、必要不可欠なものであります。

小学校、中学校の学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。

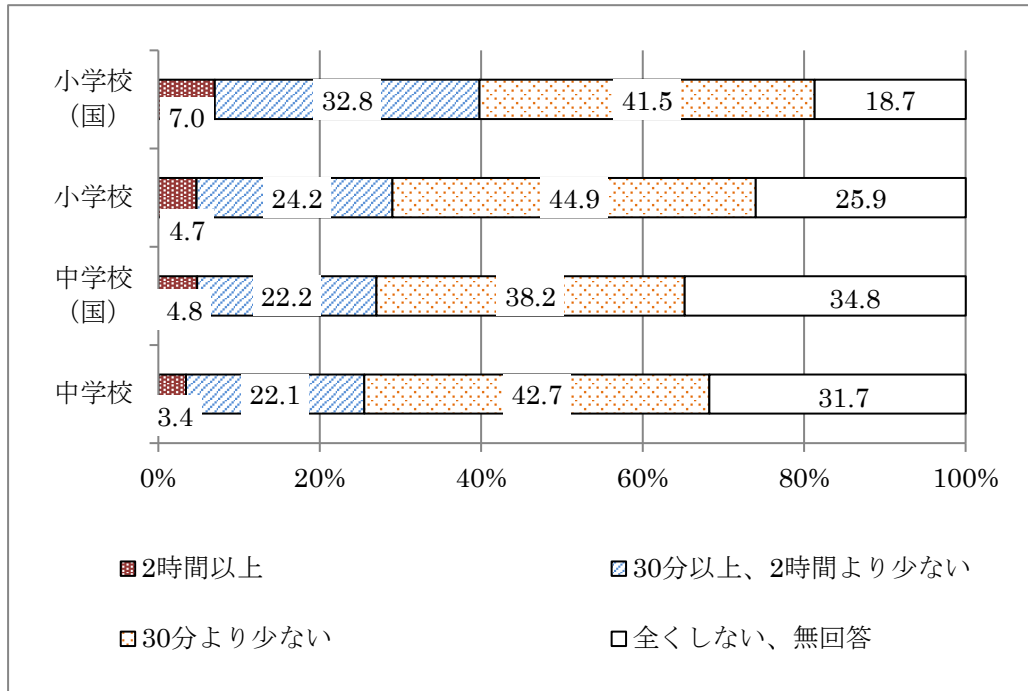
読書に親しむ態度や読書習慣を育成するためには、豊かな読書経験の機会を充実するとともに、自ら進んで読もうとする姿勢を育てていくことが重要です。

小・中学校では、「朝の読書」等の全校一斉の読書活動や各教科等における学習との連携、委員会活動等を通じた児童・生徒の主体的な読書活動を推進します。

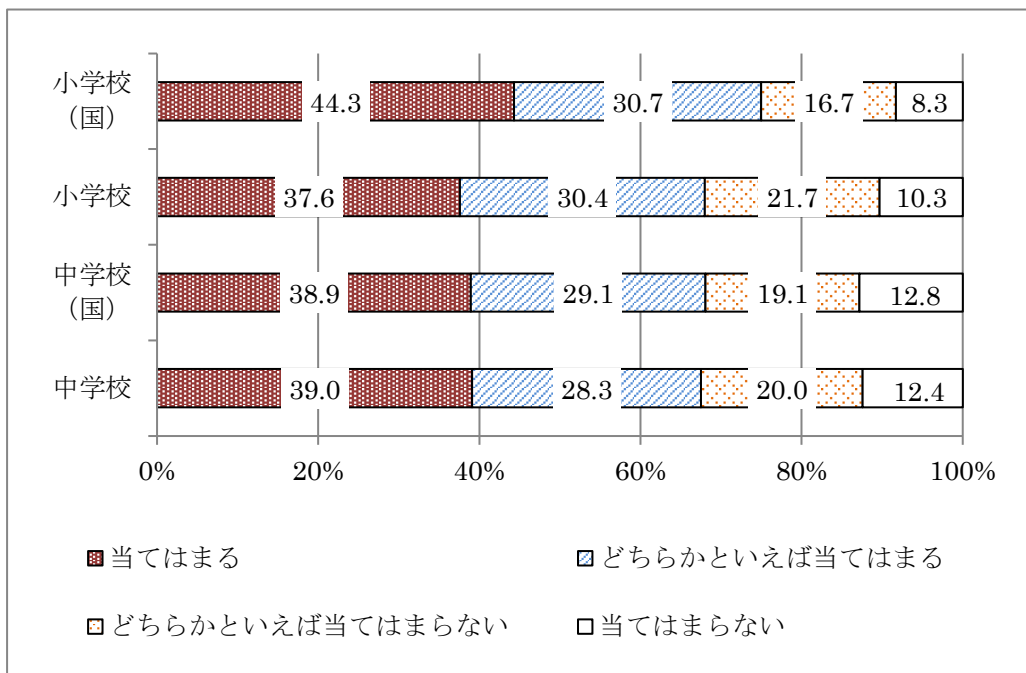
また、学校図書館については、子どもの主体的で多様な読書活動を支えるために、読書を楽しみ、豊かな心を育む「読書センター」としての機能だけでなく、調べ学習等を支援するための「学習センター」や情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実を図ります。

さらに、学校司書や地域の読書活動ボランティアとの連携を図りながら、子どもが本に親しむ契機となる本の読み聞かせ・ブックトーク等の多様な活動を展開し、児童・生徒の読書活動の充実に努めます。

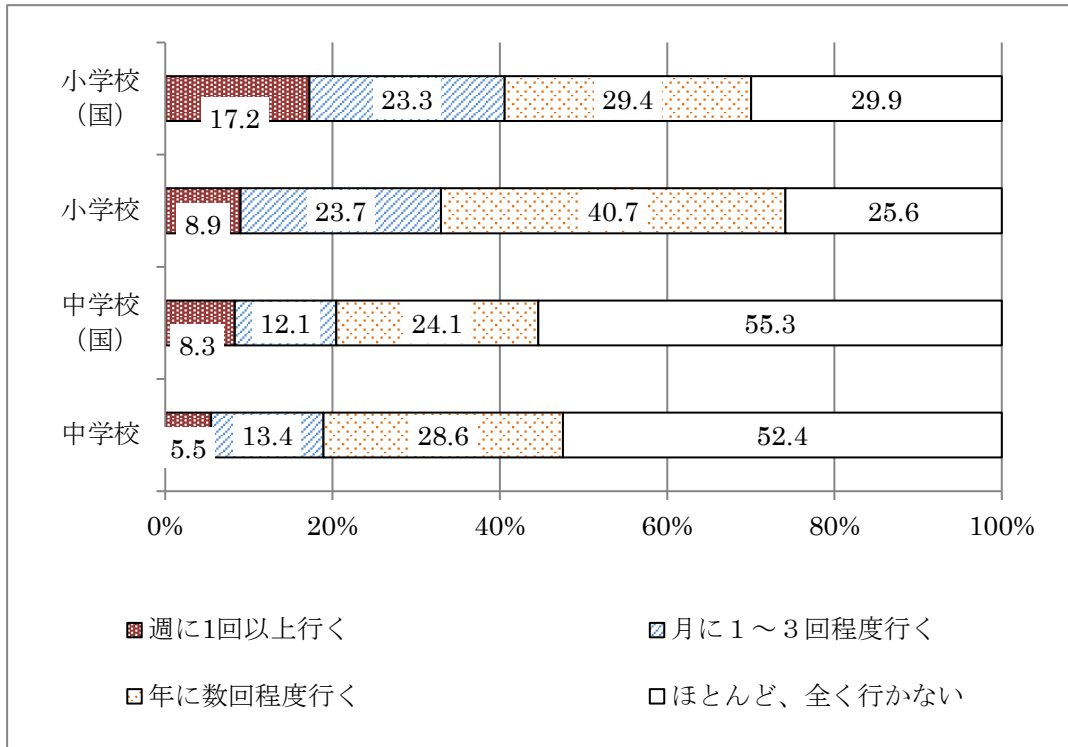
学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をするか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）についての児童生徒の割合



読書が好きと回答した児童生徒の割合



昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行くかについての児童生徒の割合



**【現状】**

令和元年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）の結果によれば、「1日30分以上読書する」と答えた本市の児童生徒の割合は、小学生では28.9%（国39.8%）、中学生では25.5%（国27.0%）と国を下回っています。

また、「読書が好き・あるいはどちらかといえば好き」と答えた本市児童生徒の割合は、小学生では68.0%（国75.0%）、中学生では67.3%（国68.0%）と国を下回っています。同調査で「学校図書館や地域の図書館に週に1回以上行く」と答えた本市児童生徒の割合は、小学生で8.9%（国17.2%）、中学生で5.5%（国8.3%）とけっして高くはありません。

**【課題】**

小中学校においては、教科等と関連付けた読書活動の取組や「朝の読書」等の取組の一層の充実が求められます。また、不読率（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）が依然として高く、家庭と連携した読書の習慣付けが課題です。

また、学校司書の配置による環境整備の充実や学校図書館と地域の図書館との人的・物的連携、読み聞かせ等子どもの読書への興味を育てる機会の拡充、調べ学習等を通じた図書館利用の促進等に取り組むことが必要です。

## (2) 保育所（園）・認定こども園での読書活動の推進

保育所（園）・認定こども園は、子どもが早い段階から絵本に触れ合うことができる場であるため、読書を楽しむための環境整備、機会の提供が必要とされています。

取組としては、子どもの発達段階や季節、興味・関心に応じて、読み聞かせを継続して行い、日々の活動の中で児童が自由に絵本を選んで手にできるように絵本コーナーを設置することで読書への意欲を高め、読書活動の習慣化を引き続き図ります。

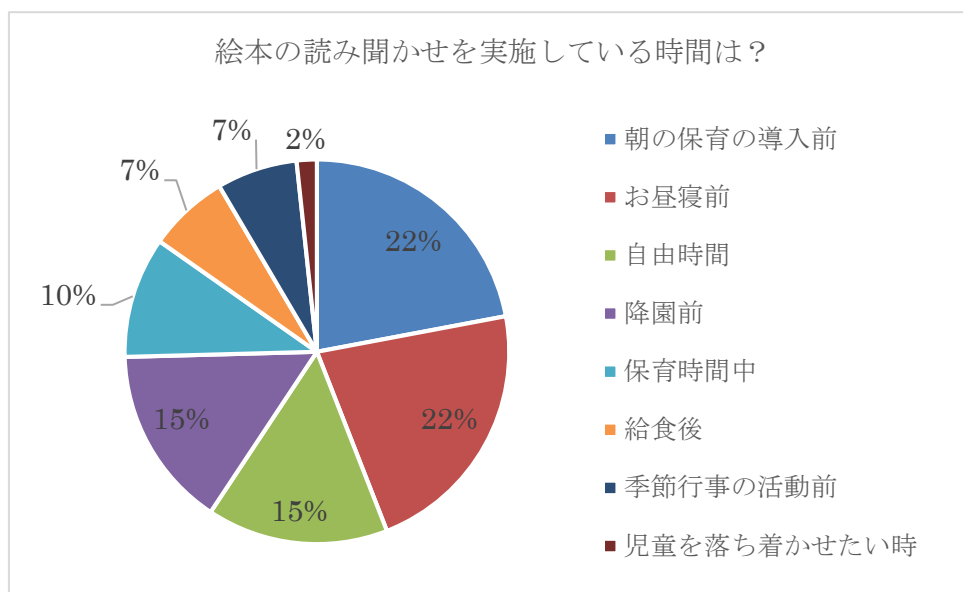
また、様々な絵本や紙芝居に出会えるように、図書館からの配本サービス、園外保育での図書館利用、ボランティアによる読み聞かせ等のさらなる有効活用に取り組みます。

保護者に対しては、これまでどおり『お便り』等による読書の啓発、情報提供を行い、家庭においても読書活動を習慣づけられるよう努めます。

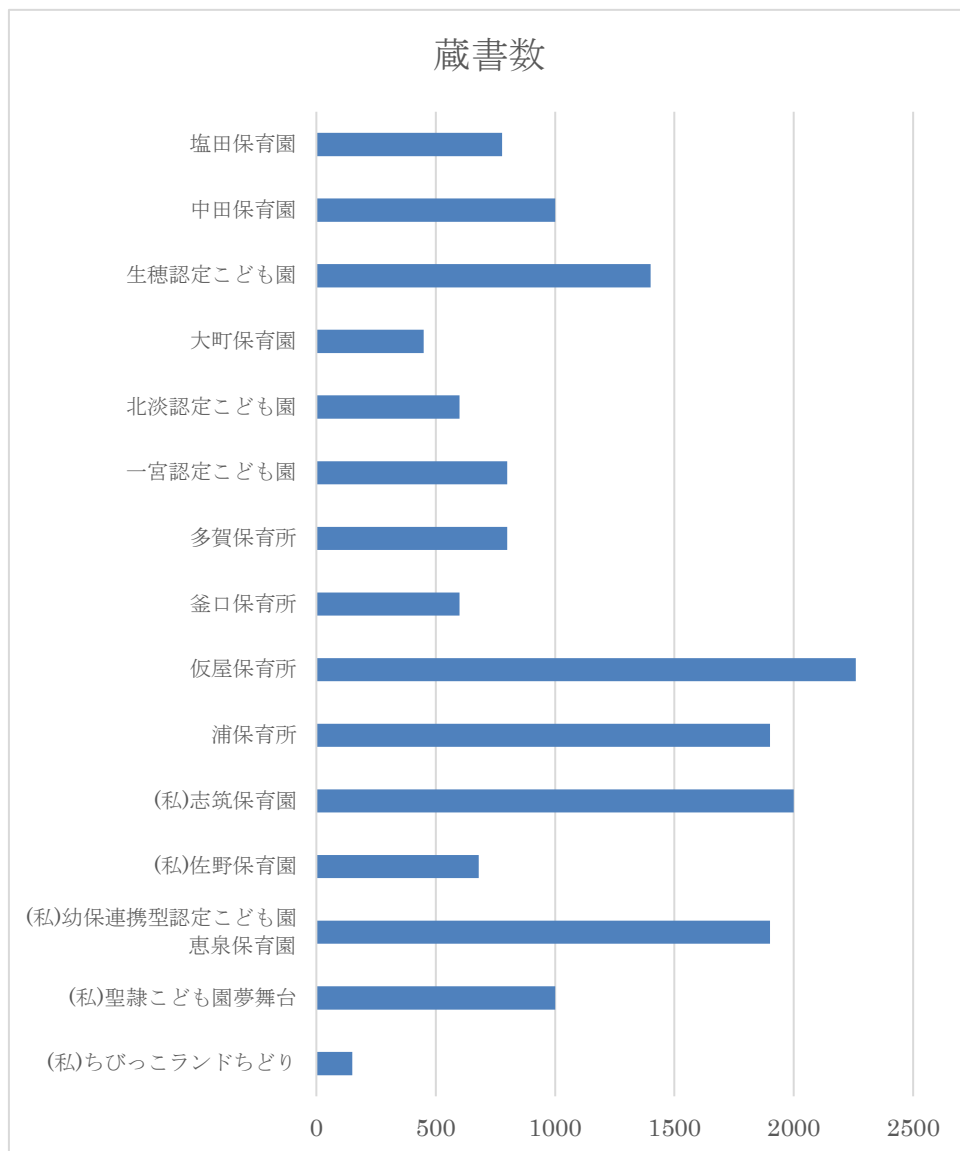
職員については、園内研修、自主研修の実施、読み聞かせ研修会等外部研修の受講により、さらなる質の向上を目指し、児童の絵本に対する興味・関心を効果的に育てられる人材の育成に努めます。

### 【現状】

市内保育所（園）・認定こども園に実施したアンケートによると、絵本の読み聞かせは、朝の保育導入前、お昼寝前、自由時間等に実施しており、施設により異なりますが、図書館からの配本サービス、園外保育での図書館利用、ボランティアによる読み聞かせなどを取り入れています。



施設間での蔵書数には差がありますが、配本サービスを活用することで、どの施設においても等しく様々な絵本を読めるように工夫しています。また、各施設とも、年齢に応じた絵本選びや読み聞かせの重要性については十分に踏まえた上で活動を行っていると思われます。



第1次計画において、児童の絵本に対する興味・関心を効果的に育てていくことを課題としていましたが、園外研修、在宅勤務時の自主研修、読み聞かせ研修会により専門知識等を習得した職員により、児童が興味を持つような本選びや、効果的な読み聞かせを実施しているところです。

**【課題】**

今後は、上記のような研修をより多くの職員が受講できるよう努めるとともに、引き続き保護者に対しても、『お便り』を通じて読書の啓発や情報提供を行います。

#### 4 推進体制等の充実

##### (1) 諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を地域全体で支援していくために、図書館、公民館図書室、学校図書館、保育所、認定こども園、子育て学習センター、学童保育、ボランティアグループなど、子どもに関わる全ての関連機関等が協力して、いつでもどこでも、読みたいと思ったときにすぐ本を手にとれる環境づくりのため、各機関等における資料の整備や蔵書の充実と情報発信に努めるとともに、新しい図書館サービスの策定及び充実に努めます。

##### (2) 推進体制の強化

子どもの発達段階に応じて、各関係機関が子どもの読書活動の推進を図るため、本計画をより一層実効性のある計画にするために、家庭や各関係機関の様々な立場や特性を生かし、ボランティアグループや市民サポーターとともに、市民協働による読書活動の推進を目指す必要があります。そのため、各関係機関が定期的に交流を図り、情報等を共有できる強固なネットワーク化を進め、推進を加速させていきます。





## 第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）策定経過

令和2年6月23日（火）

令和2年度第1回淡路市立図書館協議会

- ・第2次子ども読書活動推進計画の策定について

令和2年7月28日（火）

第1回第2次淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム会議

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）の策定について

令和2年10月20日（火）

第2回第2次淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム会議

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）の内容について

令和2年11月9日（月）

令和2年度第2回淡路市立図書館協議会

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）の報告について

令和2年11月20日（金）

第3回第2次淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム会議

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）の修正について

令和2年12月19日（金）

淡路市定例教育委員会

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）の報告について

令和3年1月13日（水）～同月27日（水）

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメントを実施

令和3年3月9日（火）

淡路市立図書館協議会委員へ報告

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（案）の策定について

令和3年3月19日（金）

令和2年度3月淡路市定例教育委員会

- ・第2次淡路市子ども読書活動推進計画（案）の上程

## 淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、淡路市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、淡路市子ども読書活動推進計画策定チーム（以下「策定チーム」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 策定チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する施策に関し、関係機関との調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動推進に関し、必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 策定チームの委員には、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育部長（公民館・図書館担当）
- (2) 教育部学校教育課長
- (3) 教育部社会教育課長
- (4) 健康福祉部子育て応援課長

### (会議)

第4条 策定チームの会議は、教育部長（公民館・図書館担当）が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

- 2 策定チームの会議は、過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 策定チームの会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 策定チームは、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

### (報告)

第5条 座長は、前条の会議結果を淡路市立図書館協議会に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 策定チームの庶務は、教育部社会教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定チームの運営に関し必要な事項は、座長が策定チームに諮って定める。

### 附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。